

## 第八回大會報告書目次

序	松岡 駒吉	政治部報告	三七
加盟組合一覽	一	調査部報告	三九
役員氏名	五	教育出版部報告	三九
一般會務報告	六	音楽部報告	四二
一、理事會及執行委員會	六	組織部報告	四三
二、第七回大會決議事項の執行	九	争議部報告	四四
三、役員人事	一六	事業部報告	五一
日本労働會館建設委員會	一七	體育部、青年部は特に報告事項なし	
團體協約運動概況	二六	婦人部、總同盟全國大會婦人部の報告はなし	
（附 組合管理工場）			
會計報告	三二		
罷業相互金庫事業報告	三四		

## 第八回大會を迎へて

第七回大會（昭和四年十月六日）より第八回大會に至る一ケ年間は、我國労働組合運動にとつては極めて深刻重大なる難關に當面したる年であつた。即ち濱口内閣は、本年一月十日、舊平價に依る金解禁を斷行し、急激なる衝擊を産業界に與へ、加ふるに世界的不景氣の合流と相俟つて、今や、未曾有の大不況時代を現出し、失業、賃銀低下等を相次いで労働階級に迫つたのであつた。この大暴風雨にも等しき資本の攻勢に對抗して、労働組合は、必死の戦ひを戦ひつゝあるのが今日の如く、大撓短時代には労働組合の闘争力の減ずることは率直に認めざるを得ないところである。然し乍、挑戦に對しては應戦せざるを得ないと云ふところから、往々にして罷業は暴力化する。個人的テロリズムの流行は近來の殊に顯著なる傾向である。斯くの如き傾向は、畢竟するに、勞資關係が餘りに不合理状態に置かれて居るところから生ずるのである。この點より見ても、労働組合法の制定は、刻下の急務であると云はねばならぬ。労働組合の法律的並に經濟的地位が確保されその健全なる發達が促さるゝならば、今日の如き自暴自棄的氣風は一掃さるゝ迄には至らざるも少くとも、大いに減せられるであらうことは、我等の絶へず主張して居るところである。然るに、濱口内閣が次の議會に労働組合法を提出せんとするや、資本案團體は猛烈なる反對運動を行ひ、政府を壓迫し、其目的は略々達せられたりと傳へられる。不完全なる政府案に對して亦斯くの如くである。勞資關係は激化の道を辿らざるを得ないことは、蓋し止むを得ないところである。

然し乍ら、不況の最も深刻なる影響を受けつゝある中小工業に於いては、勞資關係を合理化することが不可欠の必要事であつて、これに依つて、勞資の無用の鬭争をなるべく避けねばならぬ。それでなければ、ただ徒らに共倒れの道を通る事となり、雇主の失ふところが大きいばかりでなく、労働者も亦失業の憂目を見るのみでは無いか。即ち、團體協約運動は、賢明なる雇主と労働組合の進むべき道でなければならぬ。

失業問題は、益々重大性を加へつゝあるが、濱口内閣の對策は一つとして満足なものなく、地方團體に救済の責任を轉